



® 平成 30 年 9 月 26 日 (水)

No. 14780 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆ 中小企業における知財マネジメントの基本⑤
- 中小企業における不競法の知財マネジメント (1)

☆ 特許庁告示第7号…………… (8)

- ☆ 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の
施行のための関係政令が閣議決定されました (8)

中小企業における知財マネジメントの基本⑤

中小企業における不競法の 知財マネジメント

吉備国際大学大学院知的財産学研究所 教授 生駒 正文
吉備国際大学大学院知的財産学研究所(非)講師 土井 典子

はしがき

不正競争とは、工業上又は商業上の公正な慣習に反する競争行為であり、不正競争防止法(以下、「不競法」という。)により規制される。事業者間の公正な競争の的確な実施を確保するため、不競法には不正競争防止措置が規定されている。ノウハウや顧客リ

スト等の営業秘密を漏洩する行為も不正競争となる。

したがって、不競法は知的財産権法の中に位置づけられているが、特許権、商標権等の産業財産権法や著作権法のように権利を定めているものではないため、産業財産権法や著作権法を補完する役割がある。

ツタダ 蔦田内外国特許事務所

弁理士 蔦田 正 人
弁理士 富田 克 幸
弁理士 前澤 龍
弁理士 蔦田 璋 子

弁理士 中村 哲 士
弁理士 有 近 康 臣
弁理士 水 鳥 正 裕

〒541-0051 大阪市中央区備後町1丁目7番10号 ニッセイ備後町ビル9階
電話(06)6271-5522(代表) FAX(06)4964-2217
URL: <http://www.patent-osaka.jp> E-mail: tsutada3@alto.ocn.ne.jp

又不競法は民法の特別法であるが、民法が不法行為(709条)に対する差止請求を認めていないのに対して、不競法では差止請求が認められている。

このように不競法には事業活動における行動基準・ルールとしての役割があり、産業財産権の利活用とともに、不正競争行為に対する保護権の利活用も考慮すべきである。

特許権、商標権等の産業財産権や著作権法、不競法の総合的な知財マネジメントなしにベストの中小企業における知財マネジメントを検討することはできないであろう。

1. 知的資産保護による不正競争防止法の知財マネジメント

「知的資産とは、人材、技術、組織力、ネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるものである。」(経済産業省研究会資料2003)。これは、特許やノウハウの知的資産を指すだけでなく、企業の強みとなる組織や人材、関連企業間におけるネットワークなどを総称する「知的資産」の幅広い領域と捉えた考え方である。さらに、こうした企業が持つ固有の知的資産を客観的に認識し、知的資産及び知的財産を効果的に組み合わせることによって新たな領域が拡大され、事業収益を増大する実践経営を「知的資産経営」と捉える。

このように企業が保有する知的資産を客観的に評価し、その経営手法を確立することが極めて企業経営上、重要なことで知的資産価値に着目していかにより企業活動の中でどのように役立てるべきであるかという点である。また、営業担当者の営業力、技術者の技能等の流動化を防止するために、人材育成システム、営業秘密管理等の社内法務の確立も重要な位置づけとなりうる。

知的資産の領域と概念を明確にするため、知的財産権、知的財産、知的資産、無形資産の概念を明記する。まず、知的財産権とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権等の権利として保護された財産権のことである。一方、知的資産は、特許や商標権・著作権等のほか、

発明アイデア・ノウハウ・ブランド・ビジネスモデル等の権利化されていない知的財産を含む。さらに各企業の経営理念や人材・技術力・組織力・信用等の経営資源として活用できるすべての無形資産を

含む幅広い概念図として作成されている。知的財産は、知的資産の中の一つということが出来る(2014経済産業省資料参考)。

組織規模の大小を問わず、全ての企業には人、物、金、情報及びその周辺に位置する有形・無形の経営資源が存在し、それらを活用して日々の事業活動を運営している。中でも人の知的創作活動により生み出される無形資産ないし知的資産(財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源)たる知的財産(特許やブランド、ノウハウ等)は、企業の売上げ増加をもたらす源泉であって、知的財産を保護する手段である知的財産権(不正競争行為に対する保護権を含む)が企業収益に貢献する役割がある。かかる意味での知的財産は、企業経営における本質的なもので、中小企業における不競法における知財マネジメントが重視されている。

2. 模倣品からブランド・デザインを守る商品等表示2条1項1号、2号、形態模倣3号、原産地等誤認惹起行為13号

ブランドとは、自社の商品、役務(サービス)を、他社のものと区別するための標識、つまり自他識別力のある標識の上に、長年の営業上の努力により顧客からの特別な評価や信頼関係を築いたものをいう。ブランドもまた、人間の知的創造活動により生みだされる「知的財産」の一種であり、企業に大きな収益をもたらす源泉である。

ブランドの構成要素の内、一定の登録要件を満たすデザインの側面は意匠法で、商標的側面は商標法において「知的財産権」としての保護を受け得る。

一方、不競法は、自らは資本、労力等の投資を行わずに他人の成果へのただ乗り、いわゆるフリーライドと目される不正競争行為を規制することにより、権利付与とは異なるかたちで「知的財産」の保護を図っている。

したがって、権利取得前や一定の登録要件を満たさないブランド・デザインも、次に列挙される不競法の行為規制類型により、自社の営業努力にただ乗りする模倣品からの保護を受け得る。

(1) 周知表示混同惹起行為(不競法2条1項1号)

この法の保護対象である表示とは、「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの」